

紀の川市未来共創 パートナーシップガイドライン

(紀の川市官民連携ガイドライン)



令和8年4月

紀の川市未来共創窓口

(企画部企画経営課)

- 目次 -

1 はじめに	01
2 官民連携に関する基本的な考え方	02
(1)官民連携を推進する目的	
(2)官民連携の分類・整理	
(3)官民連携の推進に向けた本市の基本姿勢	
(4)連携協定の締結	
3 未来共創窓口の設置	04
4 未来共創民間提案制度の創設	04
(1)未来共創民間提案制度の概要	
(2)提案を募集する内容	
(3)対象外となる提案	
(4)提案者の参加・資格要件	
(5)提案の流れ	
(6)留意事項等	

1 はじめに

人口減少・少子高齢化の進行、それらに伴う労働人口不足や地域経済の衰退、自然災害の激甚化や異常気象、デジタル技術の進展などに伴う社会情勢や生活様式の変化に起因し、行政に対する市民ニーズが多様化・複雑化しており、従来手法による「公助」を主体とした行政サービスのみでは対応が難しくなってきました。

また、本市の保有する公共施設は、高度経済成長期以降に整備されたものが多く、老朽化が進行していることから、多額の財政負担を伴うことが予想されます。

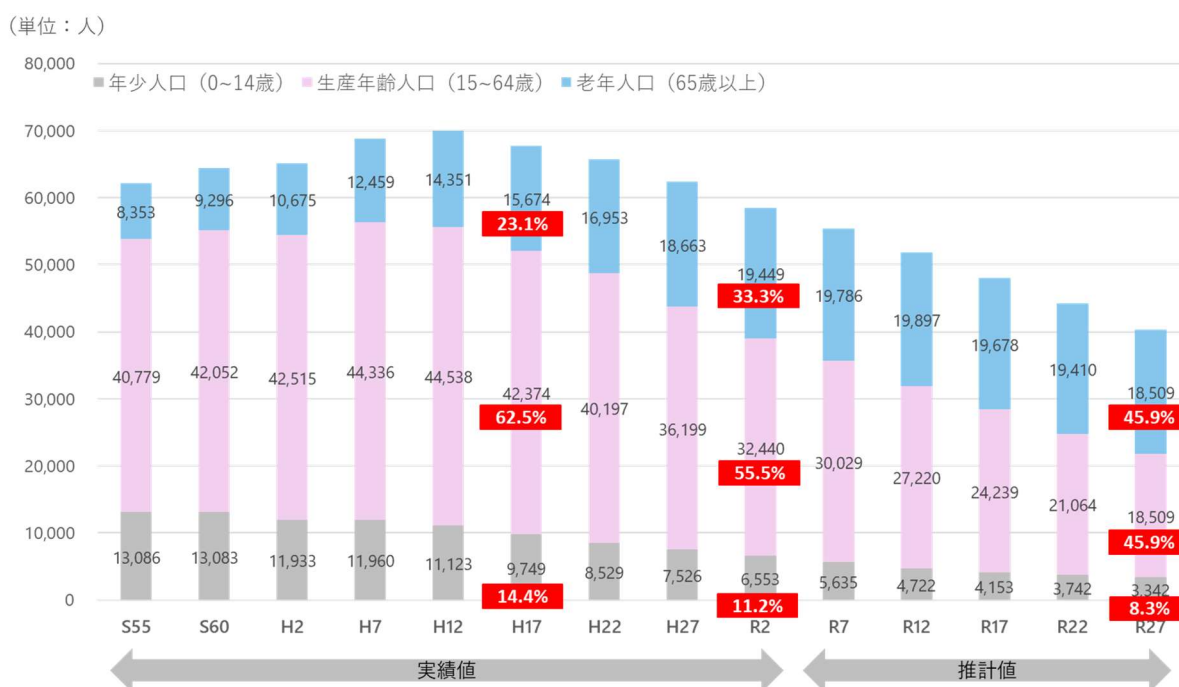
このような課題意識を背景に、本市では、第2次紀の川市長期総合計画後期基本計画において、「行政と民間の役割分担を見極めながら、PPP/PFIなどの手法を研究し、民間活力の活用による効率的・効果的な事業構築の方向性を検討します。」とし、また、第4次行財政改革大綱において、「官民連携(PPP/PFI)の導入検討により、多様化・複雑化する行政課題に対し、民間の専門知識やノウハウを最大限活用し、経費削減だけでなく、質の高い行政サービスの提供と行政の効率化を図る」と明記し、民間活力を活用した取組の推進を図ってきました。

他方で、民間事業者においても、社会的責任(CSR)や共通価値の創造(CSV)の概念が広がり、地域と連携した社会貢献活動への意欲が高まっております。また、近年においては、社会課題解決と営利事業を成立させるソーシャルビジネスにも注目が集まっています。

以上を踏まえ、民間事業者や大学等の高等教育機関(以下、「民間事業者等」とする)との適切で持続可能なパートナーシップ関係のもと、未来に向けて共に新たな価値を創造していく「共創」の可能性をさらに広げていくことがより重要になると考えられます。しかし、本市では、民間事業者等からの連携事業に関する相談や提案を受け付ける窓口が不明瞭である、職員における官民連携の理解不足、既に連携協定を締結しているにもかかわらず取組が不十分である、などといった課題がありました。

そのため、本市の官民連携をより着実かつスピーディーに進めるにあたっての基本的なルールや考え方、手法等を定める「**紀の川市未来共創パートナーシップガイドライン**」(官民連携ガイドライン)を策定し、未来共創窓口(官民連携窓口)及び未来共創民間提案制度を創設します。

■紀の川市の人口推移



2 官民連携に関する基本的な考え方

(1)官民連携を推進する目的

本市では、官民連携を推進することで、以下の3つの目的を達成します。

■行政サービスの質の維持・向上

社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対して、民間事業者等が持つ専門的な知識、技術、アイデア、スピードを活用して、質の高い行政サービスの継続した提供を目指します。

■行政運営の効率化と経営資源の最適化

業務の効率化を図るとともに、限られた経営資源(ヒト・モノ・カネ)を有効活用しながら費用対効果の最大化を目指します。

■地域経済の活性化と新たな市場・価値の創出

地域課題の解決を「ビジネスの種」と捉え、社会的価値・経済的価値に着目した新たなビジネスにより地域経済を活性化し、持続可能なまちを「官」と「民」で共創します。

(2)官民連携の分類・整理

官民連携には様々な形があり、民間事業者との連携をはじめ、自治会や NPO 法人などの市民活動団体、大学等の教育機関(法人、研究者、学生)との連携など多様な主体との様々な連携の形について、「官民連携」という言葉が用いられています。

特に民間事業者との連携に関しては、業務委託、広告事業、指定管理者、PFI、CSR活動による連携など様々な官民連携の形があります。

そのため、本ガイドラインでは、連携先の主体(パートナー)から官民連携の類型を分類し、本ガイドラインが対応する官民連携領域を整理します。

パートナー	連携の形	備考(方針・制度・協定等)
市民等	自治会等の地域活動との連携 市民活動団体(任意団体、NPO 等)の活動との連携	協働によるまちづくりの指針 市民協働提案事業制度
大学等の教育機関 (法人、研究者)	知的資源を活用した事業の共同実施等の連携	各大学等の教育機関との連携協定 未来共創パートナーシップガイドライン(民間提案制度)
大学等の教育機関 (学生)	学生における地域貢献活動との連携	各大学等の教育機関との連携協定
民間事業者	民間事業者の CSR 活動との連携	協働によるまちづくりの指針 未来共創パートナーシップガイドライン(民間提案制度)
	民間事業者がもつ多様なノウハウやアイデアを活用した行政サービスの提供 (例:業務委託 等)	未来共創パートナーシップガイドライン(民間提案制度)
	市有財産等の有効活用による市民サービスの向上や新たな財源の確保等 (例:指定管理者制度、公有地の貸付・売却、広告事業 等)	公共施設等の利活用に関する民間提案制度 公用車有料広告掲載 など

※「備考(方針・制度・協定)」に関しては、令和8年4月現在の状況を記載

(3)官民連携の推進に向けた本市の基本姿勢

以下の6つの基本姿勢を踏まえ、官民連携事業の積極的な創出に努めます。

 <p>1. 対等と対話の重視 行政が仕様を決めるだけの関係ではなく、対等なパートナーとして相互理解を深めます</p>	 <p>2. Win-Winの関係 目標の共有、役割と責任を明確化し、双方がメリットを享受できる持続可能なパートナーシップを築きます</p>
 <p>3. 迅速・柔軟な対応 市民や本市の利益につながる提案については、迅速かつ柔軟な発想で実現に向けて行動します</p>	 <p>4. 挑戦 前例にとらわれず、小さく始めて育てる「スモールスタート」を大切に、社会的インパクトを生み出します</p>
 <p>5. 公平性・透明性 常に開かれた窓口を設け、提案や対話の機会を確保します。また、実現した取組については、その内容を広く社会に開示します</p>	 <p>6. アイデアの保護 提案や対話における民間事業者独自のアイデアのうち、保護すべき情報は公開しません</p>

しかし、本市の職員の多くが公平性の観点から特定の企業との連携に積極的になれず、保守的・硬直的になってしまい官民連携に積極的になれないという状況であるため、本ガイドライン制定を契機に、研修などにより理解の促進に努めていきます。

(4)連携協定の締結

本市では、パートナーシップを可視化し、継続的・発展的な取組とするため、必要に応じて連携協定を締結します。連携協定の締結は、行政と民間事業者等が対等なパートナーとして、共に地域課題の解決を目指す意思表示であり、役割分担を明確にするものです。

連携協定の締結は、官民連携事業の実施を義務付けるものではありませんが、連携に向けた土壌づくりとして、締結先とは年1回以上の継続的なコミュニケーションを図ることとします。

なお、連携協定は、公契約上の優先的取り扱いなどを伴うものではありません。

■包括連携協定

市政の複数の分野(例:防災、健康、子育て、環境保全、地域活性化等)にわたる協力関係を確認し、中長期的に継続して連携事業を実施することを目的とするものです。原則、企画経営課が事務を所管しますが、内容次第では担当課が所管することもあります。

■個別連携協定

特定の施策の分野や特定の課題解決に向けた連携事業を実施することを目的とするものです。原則として、当該施策を所管する担当課が事務を所管します。

3 未来共創窓口の設置

企画経営課は、本ガイドラインが対応する官民連携の領域における総合的なワンストップ窓口を担い、本市とのパートナーシップによって課題解決に取り組む民間事業者等との連携を促進していきます。

■コンシェルジュ機能

常に開かれた窓口として、民間事業者等からの新たな官民連携の取組に発展する可能性のある提案を一元的に受け付け、庁内各担当課との橋渡しを行います。また、庁内各担当課の課題を把握し、課題解決につながるノウハウやアイデアを持つ民間事業者等の提案募集を行います。

■コーディネーター機能

課題解決に向けたアイデアを実現するため、民間事業者等と庁内各担当課の調整・伴走支援を行います。また、課題解決に向けたアイデアや事業の共創を目指した対話や意見交換を積極的に行います。

本市において新たな社会課題解決に向けた新たなイノベーションが起こる可能性があり、双方の合意が得られた場合に限り、民間事業者等同士の連携の促進も促していきます。

■未来共創窓口のイメージ



4 未来共創民間提案制度の創設

(1)未来共創民間提案制度の概要

官民連携事業の積極的な事業化に向けたプロセスとして、今後さらなる増加が予想される民間事業者等からの様々な提案を受け止め、本市の地域課題や庁内における連携ニーズに結び付ける仕組みを「未来共創民間提案制度」として創設します。

これにより、民間事業者等が持つ専門的な知識、技術、アイデアに基づく提案を積極的に募集し、地域の課題解決や活性化、市民サービスの向上を図ろうとするものです。

ただし、本市に寄せられる全ての提案を本制度で受け付ける趣旨ではありません。本市の各担当課に対する明確なソリューション提案等については、これまで通り、当該担当課において直接提案を受け付けるものとします。なお、担当課が不明な場合や複数部署に横断する提案や対話については、本窓口において受け付ける場合があります。

なお、本制度は予算が伴わないスモールスタートが可能な事業や民間事業者等の実証事業(「ビジネスの種」となるような事業の検証)の支援を念頭に設計していることにご留意ください。

(2)提案を募集する類型

本市が関わるあらゆる施策分野を対象に民間事業者等の提案を募集します。

提案者の自由な発想に基づく提案(自由テーマ型)と本市があらかじめ示す地域・行政課題・テーマに沿った提案(テーマ設定型)のいずれも受け付けます。

■自由テーマ型提案

提案者の自由な発想に基づく市民サービスの向上や地域・行政課題の解決に資する企画を自由な発想で提案する形式です。未来共創窓口(企画経営課)にて随時受け付けを行っています。

■テーマ設定型提案

市が解決したい特定の地域・行政課題をあらかじめ提示し、それに対する具体的な解決策やアイデアを募集する形式です。募集するテーマをホームページ等で随時公表します。

(3)対象外となる提案

本制度は、民間事業者等との「共創」による地域・行政課題の解決を目的としているため、単なる営業活動や行政が直接実施する理由がある事項など対象外となる提案もあります。そのため、次のいずれかに該当するものは、本制度の対象外とします。

■単なる営利・営業活動とみなされる事項

- ・物品の販売や既存事業の請負など、単なる営業活動や広告宣伝を目的とするもの
- ・本市が既に実施している業務委託等について、価格引下げ等により、単に契約の相手方となろうとするもの
- ・提案者のサービスをそのまま提案するものや、他社のサービスを提案するもの

■行政の意思決定・直接実施する義務があるものに関する事項

- ・法令等に基づき、市が直接実施しなければならない事業に関するもの
- ・政策決定、条例・規則の制定など、行政のみが行うべき意思決定に関するもの

■その他

- ・単なる本市が実施している事業の廃止・縮小に関するもの(ただし、成果がより得られるもので、事業の代替となるものは可とします)
- ・本制度の趣旨に合致せず、明らかに事業化が見込めないもの
- ・非科学的なものや迷信の類するもので、サービスの利用者に不安を与える恐れのあるもの
- ・本市にすぐさま新たな財政負担を伴うもの(当面の間は、予算の伴わない提案に限定して本制度を運用するため)

(4)提案者の参加・資格要件

本制度における提案者は、提案の実効性や事業の持続可能性・継続性等の観点から、提案内容を自ら実行する意思と能力(運営力、資金力、実績等)を有する株式会社、有限会社、公益法人、個人事業主、法人格を有する大学等の高等教育機関及びそこに属する研究者などを想定しています。

グループによる提案も可能としますが、グループの場合には、提案資料において、提案者の代表及び構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

ただし、次のいずれかに該当する者は提案者または提案者の構成員となることはできません。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく手続開始の申立てをしている者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員等のほか、暴力団員等と社会的に非難される関係を有している者
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
- ⑤ 国税、地方税の滞納をしている者
- ⑥ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としている者
- ⑦ 上記のほか、官民連携の相手方としてふさわしくないと市長が認める者

(5)提案の流れ

各提案の流れや手続きは以下のとおりとします。

■自由テーマ型提案の流れ

- ① 提案・相談
 - ・ 民間事業者等から提案内容を記載した「未来共創提案シート」を企画経営課は電子メール又は対面により受け付けます。
 - ・ 企画経営課は、提案者及び提案内容について形式的要件を満たしていることを確認します。要件を満たしていない場合は、その旨を民間事業者等に連絡し、補正を求めるか、提案を却下します。
- ② 事前対話
 - ・ 円滑な担当課の特定や初回対話のコーディネートのため、企画経営課と提案者で提案内容の詳細の聞き取りや本市の状況や課題等について意見交換を実施し、相互理解を深めます。
 - 原則、事前対話は必須としますが、既に本市と対話の実績がある場合等は省略する可能性があります。
- ③ 担当課の特定
 - ・ 提案に関連する分野を所管する担当課(複数ある場合は全ての担当課)と提案内容を共有したうえで、担当課を特定します。
- ④ 初回対話
 - ・ 企画経営課は、提案内容について担当課と事前協議を行ったうえで、提案者と初回対話の日程調整を行います。
 - ・ 提案者、担当課、企画経営課が初回対話を行い、未来共創提案シートに基づき、提案内容の詳細、実施条件、連携資源の有無、双方の役割、責任等を確認します。
- ⑤ 2回目以降の対話
 - ・ 初回対話以後は、提案者と担当部署で対話を継続し、担当部署が提案実現の可否及び連携手法を協議し、決定します。
 - ・ 企画経営課は、必要に応じて提案者と担当部署の対話が円滑に進むようにコーディネートを行います。
- ⑥ 連携事業の実施
 - ・ 提案者と担当課は、連携事業を実施します。
 - ・ 定期的な対話により事業成果や課題を把握します。

- ・企画経営課は、連携事業の内容を市ホームページ等に掲載し、積極的に成果の発信、PR等を行います。

■テーマ設定型提案の流れ

① 提案の募集

- ・連携を希望する担当課は、募集テーマの内容を企画経営課に報告します。
- ・企画経営課は、募集内容を確認した後、市ホームページに募集テーマ、概要等を掲載し、提案を募集します。

② 提案・相談

- ・民間事業者等から、提案を記載した「未来共創提案シート」を企画経営課は電子メール又は対面により受け付けます。
- ・企画経営課は、提案者及び提案内容について形式的要件を満たしていることを確認します。要件を満たしていない場合は、その旨を民間事業者等に連絡し、補正を求めるか、提案を却下します。

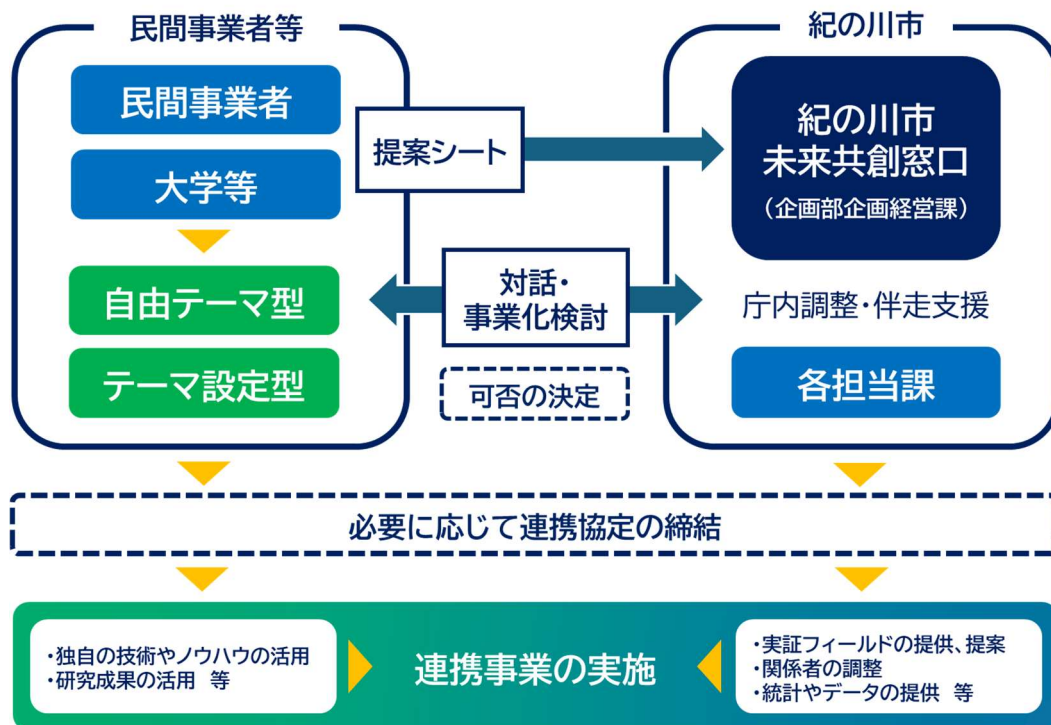
③ 事前対話

- ・円滑な初回対話のコーディネートのため、企画経営課と提案者で提案内容の詳細の聞き取りや本市の状況や課題等について意見交換を実施し、相互理解を深めます。

原則、事前対話は必須としますが、既に本市と対話の実績がある場合等は省略する可能性があります。

※以下、「自由テーマ型提案 ④～⑥」と同様とします。

■提案の流れのイメージ



■提案窓口

紀の川市未来共創窓口(紀の川市企画部企画経営課)
 住所:紀の川市西大井338番地 紀の川市役所本庁3階
 E-メール:k030600-001@city.kinokawa.lg.jp
 電話番号:0736-77-2511(代表番号)



(6)留意事項等

提案や連携事業の実施にあたっては、以下の事項にご留意ください。

- ・ 迅速な対応に努めますが、関係する担当課との調整に時間を要する可能性があります。
- ・ 提案内容や提出書類に虚偽の記載があった場合は、その時点で対話や連携事業を打ち切ります。
- ・ 提案の受付や対話の開始が、本市との契約合意を意味するものではありません。また、本市は提案への対応や実現に対して法的義務を負うものではありません。
- ・ 本市の財政負担が伴う提案については、原則として入札やプロポーザル等の手続きにより相手方を選定します。その際、提案者であることを理由とした優先的な取り扱いやアドバンテージは原則としてありません。
- ・ 公募等の手続きが必要となった場合、市は公平性を確保したうえで、提案者から得た情報の全部または一部を利用して仕様書を作成することがあります。
- ・ 提案の成否にかかわらず、書類作成、対話、調整に要した一切のコスト(人件費、交通費等)について、市は補償や賠償をしません。
- ・ 提案者は自らの責任において関係法令等を確認する必要があるため、提案時における法令適合のリスクは提案者に帰属します。
- ・ 第三者の知的財産権の侵害や個人情報の取り扱いに関するトラブルが生じた場合、本市に故意または重過失がある場合を除き、本市は一切の責任を負いません。
- ・ 事業検討段階における独自のアイデアやノウハウ、知的財産権は適切に保護します。
- ・ 提案から連携事業実施の過程で本市から提供された情報は秘密を保持し、第三者へ提供することはできません。
- ・ 提出書類は紀の川市情報公開条例(平成17年11月7日紀の川市条例第9号)に基づく公開請求の対象となります。ただし、提案者の権利や正当な利益を害する恐れのある部分は、原則として非公開とするなどの配慮を行います。
- ・ 連携事業は、提案者名、具体的内容等を原則公表します。また、協議のうえ本市の広報紙やプレスリリースを始めとするPR等の機会において、事業の実施や成果物を公表することがあります。
- ・ 本ガイドラインに記載されていない事項及び想定されない事態が発生した場合には、本市と別途協議を行うものとします。

- 用語説明 -

用語	説明
官民連携(PPP)	Public Private Partnership の略。行政と民間事業者等が対等なパートナーとして、お互いの強みや経営資源を活かして行政サービスの提供や地域課題の解決に取り組む仕組
共創	多様なステークホルダー(利害関係者)と対話し、対等な関係で協力しながら共に新たな価値を創造していくこと、またはそのプロセス
PFI	Private Finance Initiative の略。公共施設の設計・建設・運営などに民間資金や経営能力、技術力を活用して、効率的かつ効果的なサービス提供を目指す手法
CSR	Corporate Social Responsibility の略。企業の社会的責任のことで、企業が利益追求だけではなく、環境保護、人権尊重、労働環境改善など、社会全体やステークホルダー(利害関係者)に対して責任ある行動をとること
CSV	Creating Shared Value の略。共通価値の創造のことで、企業が本業を通じて社会課題の解決(社会的価値)に取り組み、それによって自社の競争力向上や利益(経済価値)を生む経営戦略
ソーシャルビジネス	顕在化する地域や社会が抱える課題の解決に向けて、住民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を用いて取り組む事業活動